

第 376 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 376 回三木市議会定例会（令和 5 年 6 月 1 日開会）に提出する議案 5 件（条例関係 3 件、補正予算関係 1 件、その他 1 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 25 号議案 三木市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の位置付けが季節性インフルエンザ等と同等の分類である 5 類感染症となり、人事院規則に定める新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る特定の作業に対し支給される防疫手当（特殊勤務手当）が廃止されることに伴い、市においても人事院規則に準じて条例に規定した防疫手当の特例を廃止するため。

イ 改正内容

新型コロナウイルス感染症のみに対応する防疫手当の特例の規定を、特定新型インフルエンザ等に対応する防疫手当の特例の規定へ改める。

※ 特定新型インフルエンザ等とは、感染症法上の新型インフルエンザ等に係る政府対策本部が設置され別途定められるものをいう。

ウ 施行期日

公布の日

(2) 第 26 号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）

ア 改正理由

地方税法施行規則の改正に伴い、三木市税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率の新設について

令和 4 年 4 月 27 日に公布された道路交通法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）により、道路交通法に電動キックボードを主な対象とする「特定小型原動機付自転車」区分が新設されたことにより、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税額を 2,000 円とし、同法に定める施行日（令和 5 年 7 月 1 日予定）の属する年度の翌年度

分以後について適用する。

ウ 施行期日

令和5年7月1日

**(3) 第27号議案 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
(消防本部予防課)**

ア 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、三木市火災予防条例の一部を改正する。

イ 改正内容

(ア) 急速充電設備について

a 急速充電設備の定義の見直しについて

急速充電設備の定義を、コネクタを用いて充電する設備の対象を自動車、原動機付自転車以外に、船舶、航空機等を含めたものに改め、全出力の上限(200kW)を撤廃する。

また、急速充電設備(変圧する機能を有する設備本体)と、分離型の急速充電設備(充電ポストにより構成されるものについては充電ポストも含む。)とし、充電ポストの材料、設置位置に係る規制を緩和する。

※ 充電ポストとは、コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。

b 緊急停止装置に係る規制について

急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととする。

c 蓄電池に係る規制について

急速充電設備については、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととする。

(イ) 喫煙等に関する規定の見直しについて

各施設の喫煙所に係る「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合においては、標識を設置しなくてもよいこととするほか、「禁煙」若しくは「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号については、国際標準化機構又は日本産業規格に適合するものとする。

ウ 施行期日

(ア) イ(イ) 公布の日

(イ) イ(ア) 令和5年10月1日

2 補正予算関係 【別添「令和5年度6月補正予算(案)の概要」参照】

(1) **第28号議案 令和5年度三木市一般会計補正予算(第2号)**

3 その他

(1) **第29号議案 工事に関する協定の締結について(プロジェクト推進課)**

(仮称)三木スマートインターチェンジの建設事業に伴う工事の施行について、協定の予定価格が条例に定める基準以上となったので、条例の定めるところにより議会の議決を求めるもの。